

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議

令和4年2月24日、ロシア軍は世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵攻を開始した。現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かし、さらには住宅街へ攻撃を行うなど、子どもを含む多くの民間人が犠牲となっている。軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土への侵害であり、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて容認することができない。

ウクライナと同じく原子力発電所を立地する玄海町もその安全と平和を求める気持ちをウクライナ国民と強く共有する。

よって玄海町議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に最大限の抗議と非難をするとともに、ウクライナへの即時攻撃停止と完全撤退を強く求めるものである。

また、ウクライナ情勢に伴う天然ガスの供給不足や原油価格の高騰により、家計や産業などの身近な生活にも影響を及ぼしている。ほとんどのエネルギー源を輸入に依存している日本では、海外で供給上の問題が発生した場合、エネルギーの安定供給に根本的なぜい弱性がある。再生可能エネルギーと合わせ、現在停止中の原子力発電施設を再稼働させ、安全で安定したエネルギー供給のため、将来に向けた対策を講じるよう併せて求めるものである。

政府においては、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に全力を尽くされるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

佐賀県玄海町議会